

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第33号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月30日 05時50分ごろ	
発生場所	阪神港堺泉北第2区 大阪府大阪市大阪南港沖防波堤灯台から真方位127° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 35.0′ 東経135° 27.8′)	
事故等調査の経過	平成23年2月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利石材等運搬船 第十八大 ^{たいよう} 洋丸、489トン	
船舶番号、船舶所有者等	132980、大洋海運有限公司	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底部に擦過傷及び推進器翼に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、石灰砕砂約1,660tを積載し、船首約3.8m、船尾約4.8mの喫水で阪神港堺泉北第2区において着岸作業中、平成22年11月30日05時50分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港堺泉北第2区において、下げ潮時に石灰砕砂を満載して着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、阪神港堺泉北第2区において、下げ潮時に石灰砕砂を満載して着岸作業中、船長が岸壁付近の水深を確認していなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	